

Title	禁衛府廃止経緯
Sub Title	The process of abolishing the Imperial Police Guard (Kineifu)
Author	藤井, 徳行(Fujii, Noriyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.12 (1996. 12) ,p.193- 234
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	堀江湛教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19961228-0193

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

禁衛府廃止経緯

藤井徳行

- 一、問題の所在
- 二、新衛士募集
- 三、臨時皇宮衛士教習所
- 四、禁衛府の将来構想と官制廃止経緯
- 五、結論

一、問題の所在

「昭和二十年・禁衛府の研究」⁽¹⁾については、すでに「その成立まで」と「制度・組織・人事」の二論考を発表している。

本稿は前二稿と同様の仮説を立てつつ、(一)新衛士の募集⁽²⁾、(二)臨時皇宮衛士教習所で新衛士をいかに教育したか、(三)将来構想は如何なるものであったか、またなぜ禁衛府官制が廃止されたか、等について考察したいと考える。

二、新衛士募集

日本陸軍が常備軍として成立するはじめは明治元年の御親兵制度の確立からである。つまり天皇の直率の軍隊として制度づけられてからである。以来御親兵は天皇家の警衛守護と日本国軍の中核部隊という二つの機能を持つこととなる。両者はのちに近衛師団となり、昭和二十年敗戦により解体するまで受け継がれた基本的なものである。前者が警察的機能とすれば、後者は軍事的機能である。連合軍の占領政策に軍国主義的なものの完全撤廃という基本方針がある。よって近衛の軍隊的機能の面は占領開始以来、占領側、被占領側の双方から種々憶測を呼ぶ課題となった。

実際に占領が始まってみるとGHQの軍国主義的なものの廃絶に対する姿勢がきわめて厳格であることが明らかとなり、禁衛府を抱える宮内省側も軍隊的な側面、軍国主義的性格の払拭に取り組まざるを得なかったと考える。

所謂新衛士募集がそれである。

昭和二十年八月二十六（二十七）日の島貫重節陸軍少佐策案「軍事課資料」では新兵については特に規定がないが、兵（のちの衛士）は身分として現在の皇宮警察官に準ずるもの、よって判任官待遇とし、服務期間は一般に約二年服務を原則とし、採用は志願制を原則とするのである、これらが新衛士採用の条件と考えられる⁽³⁾。

これを受けて昭和二十年九月十日、宮内省令第一三三号の皇宮衛士規定⁽⁴⁾では身分は判任待遇であるから、旧軍で言えば「兵」ではなく「下士官」の待遇と同じであった。服務期間は採用の月の一日から二年、場合によっては一年に短縮もあり、三年までは延長もあった。新衛士の募集については第四条に規定されている。

皇宮衛士ノ召募ハ採用ノ年ノ三月三十一日ニ於テ年齢二十年以上二十二年未満ノ者ニ就キ之ヲ行フ

また第五条では

皇宮衛士ハ身体強健志操堅実ニシテ皇宮衛士ヲ志願スル者ノ中ヨリ地方長官ノ推薦ニ依リ毎年之ヲ採用ス
とあつて、第六条に

前二条ノ外召募ニ関シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム
と規定されている。

禁衛府創設の一ヶ月のち、新兵の召募方針に大変化が見られた。次の通りである。

宮内省令第二十一号

皇宮衛士規程ノ臨時特例ニ関スル件左ノ通り定ム

昭和二十年十月 日

宮内大臣石渡莊太郎

皇宮衛士ノ召募ハ昭和二十一年及昭和二十二年ニ限り皇宮衛士規程第四条ノ規程ニ拘ラズ昭和二十一年一月一日ヨリ昭和二十二年十二月
三十一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ就キ之ヲ行フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

原資料⁽⁵⁾には公布の日付が書かれていないが、担当官僚の花押や印鑑が座っているので、実施されたことは明らかである。おそらく次に掲げる衛士召募規定の公布日と同じ十月十五日であろう。

要するに新兵採用の最初の年と次の年に限り、採用者の年齢制限を下げ、入隊時十七歳から十八歳という特例を定めたのである。この年齢設定は軍隊生活の経験が全くない青年を募集するという点に意味があった。軍隊生活の経験がないということは軍隊的でない、軍国主義者でない、GHQの軍国主義的なものの排除という占領方針に抵触しない、と考えたであろう。

十月十五日付けの皇宮衛士召募規程は宮内大臣訓令第二十九号として発令された。次に掲げる如くである。⁽⁶⁾

皇宮衛士招募規程

第一条 皇宮衛士ノ招募手續ニ関シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 皇宮衛士ノ採用人員ハ宮内大臣ノ認可ヲ受ケ禁衛府長官毎年之ヲ定ムベシ

第三条 禁衛府長官ハ前条ノ採用人員ヲ基準トシテ都道府県長官ニ通知スベシ

第四条 禁衛府長官ハ皇宮衛士志願者ヲシテ左ニ掲グル志願書類ヲ當該ノ都道府県長官ニ提出セシムベシ

一 皇宮衛士志願票

二 皇宮衛士志願者身上証明書

皇宮衛士志願者身上証明書ニハ皇宮衛士志願者ノ現住所タル市区町村長ノ証印ヲ受クルコトヲ要ス

第五条 都道府県長官ハ前条ノ志願書類ヲ審査シテ採用予定者ヲ決定シ本人ニ通知スルト共ニ皇宮衛士採用予定者名簿ヲ調製シ

採用予定者ノ志願書類ヲ添付シテ之ヲ禁衛府長官ニ送付スルモノトス

第六条 皇宮衛士志願者前条ノ採用予定者決定ノ通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク皇宮衛士応募届ヲ禁衛府長官ニ提出スベシ

皇宮衛士志願者前項ノ皇宮衛士応募届ヲ提出シタル後身上ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ禁衛府長官ニ報告スベシ

第七條 採用予定者ト為スコトヲ得レバ左ノ各号ニ該当スル者タルコトヲ要ス

一 妻及子ナキコト

二 禁固以上ノ刑ニ処セラレ又ハ刑法第百八十五条ノ罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタルコトナキコト

三 刑事被告人ニ非ザルコト

四 志操堅実ナルコト

五 身体強健ニシテ禁衛府長官ノ定ムル身体検査標準ニ合格スルモノナルコト

六 概ネ中学校二年若クハ国民学校高等科修了又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルコト

七 本人ノ直系尊属ガ第二号及第三号ニ該当シ且破産、禁治産若ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルコトナキコト

第八条 禁衛府長官ハ採用予定者ニ対シ日時ヲ指定シテ禁衛府長官ノ指示スル場所ニ出頭ヲ命ジ細密身体検査及簡易ナル試験ヲ

施行ノ上採用者ヲ決定スベシ

第九条

禁衛府長官ハ前条ニ依リ出頭セシメタル採用予定者ニ対シ応募届提出当時ニ於ケル本人ノ現住所ヨリ受験地ニ至ル間ノ旅費ヲ支給スルコトヲ得不採用者ノ帰途旅費ニ付亦同ジ

前項ノ旅費ノ額ハ禁衛府長官之ヲ定ムベシ

禁衛府長官ハ採用予定者ノ受験期間中ノ宿泊設備其ノ他給与ニ関シ之ヲ専行スルコトヲ得

第十条

禁衛府長官ハ本令ノ施行ニ関シ必要ナル細則ヲ定ムルコトヲ得

皇宮衛士志願票、皇宮衛士志願者身上証明書、皇宮衛士採用予定者名簿及皇宮衛士応募届ノ様式ハ禁衛府長官之ヲ定ムベシ

以上十ヶ条が皇宮衛士募集の基本規程である。志願者受付の窓口は本人在住の市区町村役場であつて、志願者の身上証明書には市区町村長の証印が要る。旧近衛兵の選抜にあつて各市区町村の兵事主任の果たした役割が大きかつたが、おおむね選抜の基準は次の如きものであつた。⁽⁷⁾

- 一、在住の上層家庭の子弟であること。
- 一、親近者に刑余、破産、精神病、難病(当事は遺伝病とされたレブラのこと)者がいないこと。
- 一、青年学校以上の修了者で、義務教育の平均点が七十点以上の者。
- 一、質実剛健、志操堅固の上、儀仗兵としての容儀端正であること。
- 一、郷党の評判が良好であること。

皇宮衛士召募規程の第七条が旧近衛兵の選抜基準に合致しているが、資産中流以上とか、上層家庭の子弟などの基準はむろん該規程にはない。しかし、第四条で、皇宮衛士志願票、皇宮衛士志願者身上証明書の提出と、これに対して市区町村長の証印がなされていることが必要とされている。さらに、第五条で都道府県長官が審査の上、皇宮衛士採用予定者を決定し、皇宮衛士予定者名簿を調製してこれを禁衛府長官に送付することとなっている。かかる調査と審査の過程で、かつての近衛兵選抜の厳密さを十分知っている市区町村長や都道府県知事がこれに準じた厳密な対処

をしたのは当然といえよう。

各都道府県知事は新聞紙上に広告を出すなどして、各都府県下に衛士募集の趣旨を伝えた。これに応じて志願した者に「昭和二十一年（春季）皇宮衛士志願者心得」なる資料が与えられた。

それによると、皇宮衛士の任務は「皇宮衛士は宮闕の守護儀仗に服すべき禁衛府所屬の宮内省官吏（判任官待遇）なり」とあり、志願資格については、年齢は前掲の特例方針が適用され、十七、十八歳に限られ、学歴、人物は皇宮衛士召募規程の第七条の通りであるが、身体については、強健にして左記身体検査標準に合格する者とした上で、

(一) 身長 一五八糎以上の者但し満十八歳以上の者においては一六〇糎以上の者

(二) 胸囲 身長の上の者

(三) 体重 概ね左の標準以上なること（比体重三四以上）

体重標準表		
身長(米)	年齢別体重(疋)	
一・五八	一・五八	一・五八
一・五九	五二・四	
一・六〇		
一・六一	五三・一	
一・六二		五四・七

一・六三	五四・一	五五・七
一・六四		
一・六五		
一・六六	五五・一	五六・七
一・六七		
一・六八		
一・六九	五六・一	五七・八
一・七〇		

(四) 視力 各眼視力〇・八以上若くは各眼の裸眼視力〇・三以上にして矯正視力一・〇以上の者

(五) 聴力 完全なる者

(六) 其の他傷痍疾病等異常なき者

の条件が課せられた。

ついで、出願期限である。昭和二十一年度春季の採用を一月採用と四月採用の二回に分け、一月採用者を愛知県、岐阜県、福井県を含む、それ以东の本州地域の者と限定した。敗戦直後で、交通事情と宿泊事情が極端に悪いので、まず東京から距離の近い該地域から採用に着手したとの由である。これが昭和二十年十一月末日に締め切られ、採用検査のための応募出頭日時は

出頭日時	都府県
一月九日 十三時	東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木県(都)の者

一月十日	十三時	愛知、静岡、山梨、岐阜、長野、福井、石川、富山県の者
一月十一日	十三時	新潟、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田県の者

の通りであった。場所は東京都麹町区代官町田安門内禁衛府で、受付は当日、旧近衛歩兵営の九段坂方面入り口に設けられることになった。選考は本人が書いた「志願票」と本人現住所の市区町村長の証印のある「身上証明書」を差し出した先の、現住所都道府県長官が志願者中より選考推薦せる者を以て採用予定者と定め、都道府県長官より本人に通知された。最終的採用検査は如上の如く禁衛府で行われ、「身体検査及簡単な口答試問とし今回は学科試験を行わず」、採用検査終了後、直ちに採否が決定された。応募者多数で、誰を落とすかに苦慮し、結果として不合格者はトラックで東京駅に送り返されたとのことであった。合格者は即日採用され、戸山が原の臨時皇宮衛士教習所へ送られ、所謂「新兵教育」が始まるのである。

三、臨時皇宮衛士教習所

かくして新兵教育のための特別教育機関として臨時皇宮衛士教習所が旧陸軍戸山が原練兵所跡近くの旧近衛騎兵連隊の兵営内に設けられた。元陸軍中佐で衛士監の武富三郎が所長となった。武富ははじめ第二皇宮衛士隊の本部副官として任じられていたが、新兵教育担当の最高責任者となった。武富は昭和十七年五月二十日以後、教育総幹部課員兼陸軍将校生徒試験常置委員主事であった。この経歴が物語るように、教修所の校長には適材の人であった。⁽⁹⁾また武富は人格高潔の人であったという。八月十四日に宮城事件があった。近衛師団参謀が関わり、該事件が近衛の歴史を通じて最大の不祥事だったとされる。該事件の直後の人事として、宮中の信頼回復にむけて、天皇に信任あつい元侍

従武官後藤藤光蔵を最後の近衛師団長に、ついで初代の禁衛府長官にしたが、武富の人事もこの例に倣ったものではないかと推察される。

臨時皇宮衛士教習所の人事は次に掲げる表の如きである。⁽¹⁰⁾

臨時皇宮衛士教習所職員表 昭二〇・二二・二〇 現在

本部		寮附及班附		計
所長 監④武富 三郎	寮長 監⑤緒方 等	教育班長	寮附及班附	計
附 (教)監⑤林 砺三 (教)監⑥野村 眞映 (庶)嘱 島崎 正平 (経)監⑥松浪正太郎 (衛)嘱 中島 米男 (書)長 吉田高之丞 (補)佐藤 吉輝 (〃)〃 清水 一 (〃)嘱 田中金之助 (〃)雇 田中 基博	II 監⑤田中 義人	I 監⑥渡部 信 II 監⑥大島 政虎 III 監⑥秋吉 定夫	長 内村 秀熊 田村 政明 補 高橋 活夫 江口 忍 佐々 鎮夫 白川 義則	III 田中 重美
	I 監⑥相浦紀一郎	長 内村 秀熊 田村 政明 補 高橋 活夫 江口 忍 佐々 鎮夫 白川 義則	補 出田 正武 沖山 尚三 小川 宗雄	長 木村 深一 補 佐藤 社考
	補 中島 豊光 中村 文司 真鍋 豊次 内田 侃 内田 幸男 大友 孝一	補 横山 尚一 山本 貢 山田 武		13
		補 中島 豊光 中村 文司 真鍋 豊次 内田 侃 内田 幸男 大友 孝一		13

備考	合計	(炊)長 鴨川 治 (補) 岡崎 啓一 (経) 永野 学 (補) 森中 巖 (嘱) 鈴木 庄八 (枝)長 田中 英光 (補) 石井 健二 (衛) 木村幹之丞 (補) 若山 義郎															
	5	V 監⑥土橋 康行				IV 監⑤島田 開				監⑤菊地 武男							
	14	II 監⑧鮫島 秀雄		I 監⑦廻 茂雄		III 監⑧竹内 是		II 監⑧宮本 弘教		I 監⑦渡辺 敏彦		III 監⑧松田 弘文		II 監⑦大石 暁		監⑧中島 乾	
	43	補 小島 武敏	補 寺田 時茂	補 佐々木玉吉	長 廣瀬 増治	補 吉田 明	補 菊地啓次郎	補 田上 時男	補 佐々木清助	長 上野 清寛	長 齊藤 貞男	補 古谷 芳一	補 桑原 功	補 月田 邦夫	補 永井 五蔵	補 菅谷 茂男	
	82	10		補 前田 博 三木 清		13		補 松永 繁 木村 弘		補 富永 宗八		13		補 泉田 茂 小笠原平郎			
一、監八衛士監、長八衛士長、補八衛士長補、嘱八嘱託、雇八雇員ヲ、又監ノ下⑤等八官等を示ス																	

まず所長の下に本部があり、新兵を五つの寮に配置している。寮は旧軍でも教育の配属単位であった中隊を表し、寮長は中隊長である。旧軍での中隊長は大尉がなったが、ここでは少佐が四名、大尉が一名である。寮が約一二〇名で構成され、班が約四〇名となっている。班は旧軍の小隊である。旧軍の小隊長は中尉もしくは少尉であったが、ここでは大尉が六名、中尉が三名、少尉が五名となっている。いずれも旧軍より官等が上がっている点が特色であろう。寮付及び班付となった者は衛士長もしくは衛士長補であって、旧軍では曹長もしくは伍長である。官等が上がっている点は衛士もそうである。衛士は本来旧軍では「兵」であろう。しかるに衛士は「判任官待遇」とある。旧軍においては下士官に相当する。

次に臨時皇宮衛士教習所の設置場所であるが、前掲の如く、主として旧近衛騎兵連隊の兵営を使い、旧陸軍東京幼年学校、旧軍医学校、旧陸軍戸山学校などの施設を付属施設として使用した。概見図は次頁の如くである。⁽¹⁾

皇宮衛士隊が創設されて初めて衛士が入隊したのは昭和二十一年一月九日、十日、十一日の三日に分けてである。それぞれ当日の午後一時から面接試験が行われ、合格者はそのまま入隊が決定した。⁽²⁾

臨時皇宮衛士教習所は入隊者に次のような日課時限表を基に所内の生活を開始させた。

日課時限表案		自二一・一・九		至		臨時皇宮衛士教習所	
日課	時限	摘要	起 床	体 操	朝 食	朝 礼	第一時限課業
	〇六・二〇	直子ニ寢具ヲ整頓シ用便ヲ済シ舎前所定ノ位置ニ体操ノタメ 集合ス	〇六・三〇 〇六・四〇	〇七・二〇	班副取締教習生ハ朝食前所要ノ人員ヲ指揮シ食事受領分配ヲ ナス 食事後ハ食事後ノ後始末器材手入課業準備ヲナス	〇八・三〇	〇八・四〇 一〇・〇〇
	〇一〇・二〇 一一・四〇	第二時限終了直後各教習生ハ上司ニ対シ報告 班取締教習生ハ班長ヨリ命令受領 勤務交替日ハ交替申告ヲナス	一〇・〇〇 一〇・二〇				休 憩

考 備	消 灯	自 習	夕 食	第四時限課業	診 断	第三時限課業	昼 食
<p>入 浴 入 浴</p> <p>機 械 洗 濯 ハ 大 キ ナ 物 (敷 布 、 襦 袢 、 袴 下 等) ハ マ ト メ ニ シ テ 行 フ</p> <p>至 自 前 後</p> <p>至 自</p> <p>九・〇〇 二〇・〇〇</p> <p>一七・三〇 二一・〇〇</p> <p>二八・三〇 二九・〇〇</p> <p>月 水 金 第一・二特寮</p> <p>火 木 土 第三・四寮</p>	<p>二二・三〇</p> <p>〇〇</p>	<p>一九・三〇</p> <p>〇〇</p> <p>一八・三〇</p> <p>〇〇</p> <p>静 肅 ニ 正 課 ノ 豫 復 習 ヲ ナ ス</p> <p>自 習 終 了 直 後 人 員 ヲ 検 シ 班 正 取 締 教 習 生 ハ 命 令 伝 達</p>	<p>一七・〇〇</p> <p>一七</p> <p>夕 食 後 ハ 随 意 ト ス</p>	<p>一四・四〇</p> <p>一六・〇〇</p> <p>第四時限終了後ハ舍前ニテ運動或ハ洗濯等ヲナス</p> <p>取 締 教 習 生 ハ 一 六 ・ 四 〇 班 長 及 寮 宿 直 ヲ リ 命 令 受 領</p>	<p>一四・二〇</p> <p>患者ハ十三時ヨリ受診ス</p>	<p>一三・〇〇</p> <p>一四・二〇</p> <p>患者ハ十三時ヨリ受診ス</p>	<p>一二・〇〇</p> <p>昼 食 後 ハ 午 後 ノ 課 業 準 備 ヲ ナ ス</p>

右の表に「案」とあるが、原資料にも「日課時限表案」とあるものを、右の表にあるように原文の「一八・三〇」を「廿八・廿〇」と抹消し、「二〇・〇〇」と訂正するなどして実際に使用したものである。また、入隊の試験を三日に分けたが、第一番目の試験は一月九日午後一時から行われ、即日合格者は入隊し、直ちに所謂「管内生活」が始まったわけであるから、概表の実施日を「自 二一・一・九」としているものと考えられる。

該表の訂正に見られる特徴は原案では朝の体操の時間に予定されていた、「遙拝」の文字が抹消されたことである。「遙拝」とは天皇遙拝のことである。遙拝の本来の意味は遠方の地から神仏を遙かに拝むことである。神宮遙拝といって、古くから伊勢神宮を遙拝する慣わしがあった。明治以後、皇居遙拝、すなわち天皇遙拝が公的行事の際に、おこなわれるようになり、昭和十六年、日米開戦以後はあらゆる国民行事で積極的に行われることとなった。陸軍士官学校の学校生活では毎朝の日課として、それぞれの生徒が雄健（おたけび）神社に詣でたのち、皇居の方に向かって「天寿の長久をお祈りする」ために、直立不動の姿勢をとり、体を斜めにして拝礼したといわれる⁽¹³⁾。臨時衛士教習所でも、敗戦前の陸海軍のあらゆる関係学校でなされていた日課としての「遙拝」を取り入れようとしたのである。

ところが、昭和二十年十一月一日には米国政府はマッカーサーにたいし、「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」を発令し、占領軍によって日本の非軍事化を一層強力に進めることを指示した。ついで十二月十五日には所謂神道指令「国教の分離」に関する指令⁽¹⁴⁾がだされ、「国家によって公につくられた宗教乃至教義を人民に対し直接間接強制的に信ぜしめ、或いは信じていると告白せしめることから日本人を解放させるために」、軍国主義的、過激国家主義的イデオロギーの宣伝撒布を禁じた。理由の一つに「日本の天皇はその祖宗或は起源の故に他国家の元首より優っていると教義」をあげ、かかる教義をもって、「日本の支配を他国家および他国民に拡大せんとする一方的な日本の使命を鼓吹し、且つ正当化」しようとするからである、とした⁽¹⁵⁾。これによって、天皇は十二月三十一日、「新日本建設に関する詔書」、所謂「天皇人間宣言」を発せられ、昭和二十

一年の元日の新聞の一面に掲載された。⁽¹⁶⁾ 天皇は自ら「現人神」であることを否定され、礼拝の対象としての「神」でないことを宣言されたのである。

かくして、昭和二十年の九月から十一月頃までに作成されたであろう臨時衛士教習所における衛士の日課表に記載されていた「遙拝」の二文字は、該表の実施開始日の昭和二十一年一月九日までに、教官各自の手で抹消された。

昭和二十一年一月九日から十一日までに入隊した第一期生の教習所生活は右に掲げた日課表に基づいて生活したわけであるが、入所早々の一月十三日から一週間は特別躰週間としての教育がなされた。第一寮で実際に実施された特別躰週間のプログラムを左に掲げよう。⁽¹⁷⁾

特別躰週間教育予定表第一週

自一月一三日
至一月一九日

第一寮

月日	1/13	日
起床―朝食	簡単ナル体 操 駄歩	一掃除要領
第一時限	(内) 被服適合 略帽 冬衣袴 冬襦袢 編上靴 営内靴	(内)
第二時限	(内) 一食事受領 分配要領 食後始末 二教習所案 内 散歩区域 説明	一入所式
第三時限	(内) 一被服適合 上記以外 被服員数 検査 程度検査	(内)
第四時限	(内) 一貴重品取 扱要領 二入浴要領	(内)
夕食後	一日課時限 説明 二禁衛府衛 士隊教習 所編成概 要	皇宮衛士下
摘要		

水 1/16	火 1/15	月 1/14
	<p>一 規定ノ如ク行動セシム</p>	<p>全員ニテ掃除</p>
<p>(内) 敬礼規定説</p>	<p>(内) 一 被服ノ註記要領説 明 二 被服ノ註記実施</p>	<p>一 入所式出場準備 服装検査</p>
<p>(内) 一同上</p>	<p>(内) 一 被服ノ修理洗濯実施</p>	
<p>(本) 守 青年ノ体操</p>	<p>(守) 一 宮城及御所ノ沿革 守衛隊ノ歴史 守衛隊編成任務ノ概要 主要建物ノ名称</p>	<p>一 寮内幹部及其職務紹介 二 訓話 皇宮衛士ノ本領ニ就テ</p>
<p>(内) 一 宮城拝観</p>	<p>(本) 守 青年体操 競技</p>	<p>一 勤務ニツキテ 1 寮宿直 2 宿直附 3 取締教習生 4 不寝番勤務</p>
<p>一 市外ニ於ケル対進</p>	<p>一 手紙ノ書方並ニ注意 二 守衛勤務ニ関する防諜</p>	<p>シテ入所後所感及其覚悟ヲ記述シ提出セシム</p>
<p>セシメ身 全員入浴</p>		

土 ¹ / ₁₉	金 ¹ / ₁₈	木 ¹ / ₁₇	
内務教育上 (内)	二 団体生活 ト 公德心 表 一 宮城拝観 感想文発	(守) 宮城御所守衛隊ノ見学 感激ノ附與 御料車ノ拝観	明
皇室制度ノ (教)	対進駐軍 事項 外出面会 摘講 一 衛士心得	(守) 御料車ノ拝観	二 診断手續
器材ノ分配 (本) (体) 守		(守) 御料車ノ拝観	競技
予防接種 (身)	同上	(守) 御料車ノ拝観	ノタメノ 諸準備 1 洗濯 2 修理 二 宮城拝観 ノ注意事 項
休養 就寝	実施 正 規ノ日課 時 限ノ如ク	出 拝観ニ関ス ル感想文提	駐軍関係 事項ニ就 キテ
			心ノ保清 ニ留意セ シム

考 備	
一 仮入所期間ニ於テモ緊急ナル事項ノ教育ヲナスモノトス 二 時間ニ余裕ナキ時ハ夜間等ヲ利用シ実施スルモノトス 三 天候其他ニ依リ変更スルトキハ他寮トレンラクシ、スルモノトス	
	緊急事項ノ 補備
	概要 (禁衛府職 員)
	取扱手入ノ 概要

右の表に見られるように、第一週は「特別躰週間」として、まず衛士としての基本常識を身につけさせるものであった。

臨時衛士教習所での教育は一月十三日から第一週が始まり、三月十七日の第九週で終了するものであった。旧陸軍の初年兵教育訓練の第一期検閲が満四ヶ月後に連隊長によってなされるが、臨時衛士教習所では九週間を用意している。

九週間分の教育計画表は第二寮使用のものがあるので、左に掲げよう。⁽¹⁸⁾

週 一 第											別 週			臨時皇宮衛士教習所教育計畫表
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	次 日			
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	曜			
					入所式		←————→ 隊入士衛次一第 査検用採			事 行 要 主				
内 8	内 6	守 4	内 3	内 1							前 段	午	第 二 寮	
教 1	内 7	守 5	内 4	内 2							後 段	前		
守 8	体 1	守 6	守 3	守 1							前 段	午		
身 1	体 2	守 7	内 5	守 2							後 段	後		
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	次 日			
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	曜			

	週 三 第							週 二 第						
3	2	1	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
	守 28	内 17	守 24	内 15	守 20	基 3		基 1	守 17	守 15	守 13	守 11	守 9	
	内 18	基 4	守 25	内 16	守 21	守 19		基 2	守 18	守 16	守 14	守 12	守 10	
	基 5	体 10	守 26	体 9	守 22	技 1		体 7	内 13	体 6	体 5	内 9	体 3	
	体 11	技 3	守 27	技 2	守 23	体 8		身 2	内 14	内 12	内 11	内 10	体 4	
3	2	1	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日

禁衛府廃止経緯

週六第		週五第						週四第						
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月
				繪 隊長 実視										
守 45	/	守 44	基 10	守 43	守 42	守 41	紀 元 節	/	基 7	守 37	守 35	基 6	守 31	守 29
守 46	/	技 13	体 18	体 17	基 9	技 8		/	基 8	守 38	守 36	体 13	守 32	守 30
基 11	/	内 21	技 12	技 10	教 2	技 9		/	技 7	守 39	内 19	技 5	守 33	体 12
体 20	/	内 22	体 19	技 11	体 16	体 15		/	体 14	守 40	内 20	技 6	守 34	技 4
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月

週八第			週七第						週六第					
5	4	3	2	1	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
基 15	守 48	/	技 25	基 13	技 24	基 12	技 22	技 21	/	技 19	体 23	技 16	守 47	技 14
教 17	基 14	/	教 14	教 12	体 29	教 10	技 23	教 8	/	技 20	技 17	教 6	体 21	教 3
教 18	教 16	/	教 15	教 13	内 25	教 11	体 26	教 9	/	体 25	技 18	教 7	教 5	教 4
体 33	体 32	/	体 31	体 30	内 26	体 28	体 27	内 24	/	身 3	体 24	体 22	内 23	技 15
5	4	3	2	1	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火

週 九 第						週 八 第			
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水
	< 閱		> 検						
身4				予2	/	基	守50	基16	守49
身5				予3	/	教	体36	教19	体34
予6				予4	/	体37	内29	教20	内27
予7				予5	/	予1	内30	体35	内28
15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水

考 備						週九第				
予……予備	身……身体検査	教……教養	体……体育	内……内務	技……技能	(守)……守護現地教育	守……守護	基……基本	17 日	16 土
									< 隊	> 本 營 転
									17 日	16 土

右教育計画表によれば、基本が十七時限、守護が五十時限、技能が二十五時限、内務が三十時限、体育が三十七時限、教養が二十一時限、身体検査が五時限、予備が七時限とつてある。このうち守護が五十時間ともっとも多いのが特徴である。

ついで、体育の三十七時間が多いが、体力を付けるのは旧軍でも、現在の自衛隊でも当たり前で、当然のことである。さらにこの体育の指導を通じて、当時は後述の如く体操教師としての技能と知識を付けさせて、就職も斡旋せん

と意図されたようである。新衛士のために体育学関係の特別指導書が著されている。

また、表には(守)の現地教育について指定がないが、おそらく教習所と皇居との距離が若干あり、往復に時間がかかるので、予定表に「守護」の時間が一日中占めている日がこれに充たされたと推量される。

基本や守護についての講義がどのようなものであったかはガリ版刷りで作られた教科書が現存しているのでわかる。『昭和二十一年一月 禁闕守護教科書(巻一) 臨時衛士教習所』同(巻二)『同(巻三)』同(巻四)の四冊がある。

巻一の内容は第一章から第七章で、皇室、宮城及び御所の沿革、宮中三殿、宮中行事並びに祭祀、宮内省、禁衛府の機構と本質、禁闕守護の沿革及び衛士の沿革について詳しく述べられている。

巻二の内容は第八章から第十六章で、付表が四枚、付図が五枚ある。守護隊の任務及び編成、待機隊の任務及び編成、巡察について、通信連絡、非常火災に対する守護隊の処置、宮中三殿の御動座、守護隊及び立哨員の敬礼、守護勤務細部について、皇宮警察官武器使用規定について詳述されている。

巻三の内容は第十七章から第二十三章で、正門衛隊立哨員、宮城西衛隊賢所衛隊立哨員、半蔵門分遣所立哨員、北門分遣所立哨員、赤坂離宮衛隊立哨員、大宮御所衛隊立哨員、青山東御殿衛隊立哨員について書かれたものである。

前稿で見たように、該教科書では、進駐軍に対する応対の仕方が随処に記述されている。もちろん近衛兵時代の教科書にはなかったことの一つである。巻四の内容は第二十四章から第三十章で過去の事件、諸規定である。

右に見た如く、この四冊に制度機構、禁闕守衛の実務要領がすべて書かれてある。

さて、机上の学習にとどまらず、守衛の実践教育が行われたが、どのようにして行われたか。教習所在所中に使用された教師資料に「主任 木口衛士監」の著者名が記されているものがある。「木口衛士監」は「昭和二十年十一月二十日 禁衛府高等官職員表」¹⁹⁾によれば、第二皇宮衛士隊第一大隊本部付衛士監木口武雄元陸軍少佐のことであろう。

この時点では所長の武富三郎は第二皇宮衛士本部付であった。

木口資料によれば、守衛教育の実践授業を二種に分け、研修所とする教育を「現地設想教育」、宮城とする教育を「現地教育」とした。以下の如くである。⁽²⁰⁾

「現地設想教育」		
警戒一般ノ要領……………	1	回
動哨ノ要領、隣歩哨及皇宮警手トノ連絡法……………	1	回
立哨中ニ於ケル各種敬礼……………	2	回
異状発生時ノ場合ノ処置……………		
イ、隣歩哨ノ「気付ケ」又ハ警笛等ヲ聞キタル場合……………		
ロ、非常御近火ノ場合……………		
ハ、怪漢ニ対スル動作……………	13	回
ニ、対進駐軍動作……………		
ホ、正門前禁則ヲ犯シタル場合……………		
歩哨交代要領……………	1	回
巡察官ニ対スル動作……………		
賢所御動座教育……………	1	回
「現地教育」		
宮城御所守衛隊見学（感激性ノ付与、御料車ノ拝観）……………	0	回
各衛所警戒区域及各哨所現地教育		
正門……………	4	回
西……………	6	回
大宮……………	6	回
御近火区域廻り……………	0	回
	16	回
	18	回

合計四十七回の実習時間である。進駐軍にたいする姿勢とか武器を持たず徒手で怪漢に対処すること、感激性を付与することによって名誉ある御守衛勤務につくという使命感を持たせることなど興味深いところであろう。またこれは「備考」があり、

- 一、衛士ノ責務、禁衛府ノ沿革及本質皇室制度宮内省制度ハ教養教育ニ算入ス
- 二、過去ニ於ケル事件及教訓ハ一般ニ遵守スベキ事項及現地教育時実施ス。
- 三、宮城御所守衛隊見学及御近火区廻リハ日曜日等引率外出時ヲ利用ス。
- 四、夜間現地教育ハ計画シアラザルモ各衛所毎少クモ二回ツツ実施ノ要ヲ認ム。

とある。御守衛教育に遺漏なきようにするために、実際は夜間自由時間を使って、班長（衛士長）や班長付（衛士長補）が教官として指導することになった。当時第一寮第二班付出田武正衛士長補、白川義則衛士長補のもとで助手として、新衛士の指導に当たったという植垣浩氏は⁽²¹⁾

班の隊員数は四十名余りで、昼間は二名の班長（筆者註、班付か？）がご守衛勤務を中心とした訓練を行い、夜間は私が営舎内で皇室の現状や皇居内の様子、皇宮衛士としての心得等を授業したり、今後の新生日本の将来を背負う若者の生き方を訓話した。

と回顧している。しかし、臨時皇宮衛士教習所での新衛士教育は旧軍の新兵教育のような厳しさはなかったようである。植垣氏は

寮生活自体は全く自治組織とし、班取締教習生を選出してその者を中心とした隊員の合意に基づいて運営された。給与は五十円が支給されたが、一日四時間余りの教育訓練時間以外は全く自由という安易で恵まれた営内生活であった。また、食事や被服も十分に与えられ、外出も週二回認められて東京都民の大半が飢餓地獄に呻吟しているとき、ここだけは武陵桃源の感さえあった。と当時の教習所の実体を明らかにしている。⁽²²⁾

では新入衛士たちは当時どんな考えを持っていたか、充分な調査とはいえないが、昭和二十一年一月に入所した新入衛士のうち第二寮に所属する百二十三名についての調査統計表があるのでこれによって概観してみよう。⁽²³⁾

新入衛士一般調査統計表（東海以北二三名調）		昭二一・一・二二	
番号	調査内容	小計	%
1	私は米の供出に対して政府が強制的に行うのは反対だ	四一	三三
2	私は強制的に行って良いと思う	四九	四〇
3	私は将来の職業が未定なので不安だ	六五	五三
4	私は今職業には何も不安を感じていない	五三	四三
5	復員に対して社会は余りに冷たすぎる	八一	六六
6	私は復員軍人が悪くなるのは当然だと思う	五二	四二
7	私は天皇政治を好む	一〇四	八五
8	私は政治は人民の政治だから民主政治を好む	三五	二八
9	社会主義	八	七
10	民主主義	七八	六三
11	共産主義	〇	一
12	軍国主義	一一	九
13	敗戦の直後だから統制経済の方がよいと思う	六六	五四
14	私は速く自由経済になればよいと思う	四八	三九
15	私は昔のような何事でも自由に書かれた書物を読みたいと思う	八七	七九
16	然し戦争文学も嫌いではない	五一	四一
17	運動	六二	五〇
18	映画	九四	七六

19	読書	一〇一	八二
20	煙草	六一	四九
21	酒類	四九	四〇

この調査は新兵の特別彙週間である第一週が終わった直後になされたものと考えられる。即ち一月二十二日の報告とされている。

調査事項の1と2は米の強制供出についての質問である。

昭和十七年二月に、政府は食糧管理法を公布し、国民食糧の確保と国民経済の安定を図るために、食糧を管理し、その需給及び価格の調整、ならびに配給の統制を行った。それによって主要食糧農産物、特に米について生産農家は市町村長の定めた農業計画による割当数量を政府に売り渡すことが強制されたのである。当然、戦後の食糧事情はいっそう厳しかったので、この食糧管理法の適用は厳密に行われ、米の供出が「強制的」に行われたので批判も大きかった。これに対する賛否を問うものである。反対が主として農家出身で、賛成側が非農家出身が多いのではなかろうかと考えるが、食糧不足が極限状況にあった時期の調査なので正確にはわからない。

調査事項の7と8は天皇制の是非についての質問である。7によれば、八十五パーセントは単純に天皇制を支持しているようであるが、調査側としては百パーセントを期待してもおかしくない項目である。8では「民主政治」の意味が、「人民の政治」との関連で、天皇制反対・共和制支持、当時の状況で共産党に理解を示しているようにもとれる立場が二十八パーセントある。ただし、そこまで考えなくても、調査の少し前に発表された天皇の人間宣言に賛意を示した程度と考えることが出来るかもしれない。

調査事項の9、10、11、12はイデオロギーの調査であると考えられる。民主主義が六十三パーセントで、社会主義が七パーセントという対比で考える。社会主義支持、七パーセントは先の共和制支持の可能性のある調査結果とあわ

せ考えて、調査者にショックを与えたのではなからうか。

日本がアメリカに負けたこと、GHQ・マッカーサーの日本占領、日本への絶対的君臨、政治犯の釈放、共産党の跋扈、日本を非軍事化・民主化する占領政策、天皇の人間宣言など、新兵の思想も揺さぶる、驚天動地の大変革が続いた結果でもあらう。

四、禁衛府の将来構想と官制廃止経緯

禁衛府は旧近衛師団の優秀な人材を中核に据えて創られた組織であることは紛れもない事実である。この点について関係者の誰も否定する人はいない。

しかし、禁衛府の創設は断じて、伝統ある日本軍隊の種を残すため、日本再軍備の火種のこしではないと主張される関係者も多いのが実状である。その一人が禁衛府総務部企画課長の川合了元近衛師団本部参謀・陸軍中佐である。

禁衛府創設以後は新兵の募集から将来計画まで禁衛府の基本的な企画すべてに携わったと考えられる人物である。

川合氏は筆者が「新兵」募集について質問すると、⁽²⁴⁾

「新兵」なんてとんでもないですよ。「兵」じゃないのになぜ「新兵」というんですか。「新衛士」ですよ。

と強く主張される。川合氏が衛士を「兵」ではない、したがって禁衛府が日本再軍備の火種のこしでない、少なくとも自分は禁衛府をそのような立場で考えたことはない、と主張される根拠に禁衛府の将来構想がある。⁽²⁵⁾

すなわち、旧軍の伝統を知らない、軍国主義に染まっていない、純情で優秀な若者を集めて皇宮衛士教習所で教育し、一人前の衛士として禁関守護勤務に携わって行く間にも、余暇を使って勉強させ、禁衛府の持っている教育力と施設を使って知識や技術を修得させて、郷里に返す。力を蓄えた彼らは郷土に帰って、再建、新日本のリーダーとな

る。禁衛府は禁闕守護が本務であるが、このリーダーを養成する教育機関ともいえる。そのための企画をし、計画の上で必要になった、ある教育施設の建設については予算も獲得してまさに実行に移すところまでになっていた、と回想される。

では禁衛府で如何なる知識や技術を教育するかといえ、新衛士募集の際に作成された「昭和二十一年（春季）皇宮衛士志願者心得」⁽²⁶⁾中「願書記載（調製）の注意」の（三）に

自動車（内燃機関）関係学術を修むることを希望する者又は自動車関係技術、操縦技能（操縦免許証の有無を明かならしむ）修得者及通信（有線無線）に関する技能を修得せんとする者等は其の旨備考欄に記入のこと。

とあり、また、同じく新衛士募集の際に作られた「皇宮衛士について」という説明文の中、「3、教育」の項に、

皇宮衛士としての服務に必要な教育の外国民として必要なる一般教育を授けらる

一般教育の課目は体育、科学的農業教育（機械化農業を加味す）自動車及通信関係の技術教育を主体とし教養向上の為の普通学並趣味課目を加ふ、而して施設の整備に伴ひ中等程度以上の教育を実施しうる様計画せられり。

とある如くである。これを詳細に説明すれば、

第1に、禁闕守護衛士に必要な教育である。すでに臨時衛士教習所の項で見てきた如く、戦前からの禁闕守護教科書に改訂を加え、詳細な教科書四冊が禁衛府教育室によって作成されている。

第2に、体育学である。次の項に引用するが、体操教師になれる知識と技能を修得させることができる。教師指導書に体育概論（第1回）、昭和二十年十月十八日、教育室作成「体育研究第一号 体操ノ指導」、同年十二月二十六日皇宮衛士臨時教習所編「百米疾走幅跳細部指導計画」、同年十二月二十七日同上教習所編「持久駈歩細部指導計画」、同「投擲杠拳運搬細部指導計画」、同「体力検査実施要領」、同「投球戦」、同「日課編成ノ一例」など細かい指導計画と体系的指導に力を尽くしていることが分かる。⁽²⁷⁾

第3に、科学的農業教育である。機械化農業の指導と実践も含まれる。川合氏の証言によれば、氏がもっとも力を入れて計画したものの一つである。すでに禁衛府創設の際に、やがて廃止になる日本陸軍は、氏の表現を借りれば、「たった一人の跡取り息子に」何でもほしい物は一番にいいものばかりを集めて皆くれた⁽²⁸⁾。そのうちの 하나가佐倉近くの下志津練兵場にある千代田農場である。禁衛府創設直前に締結された「禁衛府衛ニ関スル陸軍省・宮内省協定」⁽²⁹⁾によれば、「3、土地及施設（建物其他）ノ譲渡」の中に「ホ、習志野原、下志津原ノ農耕其他自活ニ必要ナル土地及其付近ノ施設」があり、また別紙「禁衛府衛隊編制基準」の備考欄に「本表ノ外自活要員トシテ嘱託、雇員、傭人約一千名、通訳若干名ノ志願者ヲ採用準備スルモノトス」とある。すでに機械化農業を展開して、戦時下の食糧難の中、下志津・習志野両練兵場では広大な土地を利用して食糧生産に入っていた。そこで実習をさせ、農業の近代化についての知識技能を修得させて、郷里に返し、日本の農業に新風をもたらすという計画であった。該計画は前掲の「陸軍省・宮内省協定」に「ハ、職業補導ニ就テハ希望ニ従ヒ服務間概ネ中等学校程度ノ学業ヲ修得セシムル外警察官、体操教師、農工其他ノ実業関係ノ學術、技能ノ修得及服務免除ニ伴フ就職ノ斡旋ヲ行フ」とあるのを受けて実行されようとしたといえよう。川合氏はこの機械化農業の実習のために下志津原に教育研修合宿所を建設するために予算請求をし、許可が出たといわれる。また下志津原に合宿する時間を禁衛府衛勤務から外するために、衛士隊の増員が必要なのでそれについての予算措置も計画中であったと証言される。

第4に、禁衛府は旧陸軍所有の最も上等の車両と豊富な燃料を譲り受けた輸送隊を持っているので、これらを利用して、自動車内燃機関の知識と技術を修得せしむる。所謂自動車修理業ができる能力を身につけるといふことである。また自動車の運転技術の修得もできる。

第5に、禁衛府は最高の通信機器を備えた通信隊を持っている。通信関係の技術修得をさせる。

かかる理想的教育を施して、新生日本の発展を背負う、若々しい郷土の実質的リーダーを育成する機関として禁衛府は存在したのだと川合了元禁衛府企画課長は主張したかったのだと考える。

ではなぜ、軍隊でないのに禁衛府は廃止されなければならぬのか。

確かに禁衛府はGHQ向けに「Imperial Police Guard」を官庁名の英訳とし、禁衛府長官は「Chief of the Imperial Police Guards」の訳を使用した。つまり、天皇の護衛警察であって、軍隊ではない。歴史的用語としての「衛士」も本来天皇の側近護衛と御所内警衛が職務であったとされる。

実際、GHQ側もそれで納得していたと川合氏は証言される。氏によれば、

二十一年二月頃にGHQのGⅢによられて宮城警備隊の装備状況について尋問がありました。私は正直に答えました。だから奇異の目で見られたというのはおかしい（筆者註、次に掲げる橋本賢次氏の説に対する註釈）。現に米軍東京警備司令官（騎兵第一旅団長）といえども皇居内に一步たりとも入れず、東京警備司令官が一度宮城内を見たいが何とかならないか、と川合に電話がありました。加藤氏（筆者註、加藤進宮内省大臣官房主管）と相談したところ、加藤氏は「宮内省は知らんことにするからおまえやれ、案内していいよ」といわれるので、私が案内しました。

ということであるから、禁衛府の実態も十分に知った上で、GHQは対応していたという。米国海軍の機関誌が占領と共に日本で発行されたが、その『Far East Stars and Stripes』（極東 星条旗）紙の十一月九日号にGHQ高官が皇居へ密かに案内してもらった際に、同行したという記者の記事が掲載されているので、川合氏の案内の記憶はこのときのことではないかと考えられる。そうであれば、十一月九日の時点で、川合氏より、禁衛府の実態についてGHQは説明を受けたことであろう。⁽³¹⁾

前掲『極東 星条旗』紙の十一月二十一日号には⁽³²⁾

近衛師団復員に代わり宮内省内に禁衛府、皇居衛士隊が新設されたが、軍国主義的色彩はますます強く最近は脱走者まで出すに

至り、牢固たる軍隊色を非難されていたが、終戦時四千五名に上った衛士隊を大縮減し、現在の隊員は全員を解散し、新たに軍事の経験を全く持たぬ十六歳から十八歳までの青年二千六百六十名を一般から選び代替することとなった。即ち、後藤禁衛府長官のスポークスマンは二十日次の通り述べた。来年一月までには最初の九百名が禁衛府に入ることとなっている。これらの者は地方長官により選抜され、各都道府県の該当人数は二十名乃至七十名となっている。終戦以来既に若干の皇宮衛士が脱走しているが、これらの者に何等刑罰を加える如き措置をとっていない。

この記事が掲載されている。まさしく川合氏の説明通り、軍隊経験のない新衛士で皇宮衛士隊を塗り替えるわけで、その点を含めて、GHQが禁衛府を容認しているが如きである。

では、いつ頃からGHQにおいて「特別の警察」として認められなくなったか、よって存続できなくなったか。それはなぜか。

そこで、禁衛府廃止理由について、橋本賢次氏は「宮内省の官制まで設けて創設したものですから、宮内省が自主的に解散をはかるとは考えられず、当然GHQ↓政府↓宮内省の指示によるものと思います」としたうえで⁽³³⁾、

1、衛士は服は黒く染めましたが、小銃を持って立哨しておりましたので、早くから駐留軍から奇異な目でみられており、特にソ、中、英の代表あたりが相当クレームを付けたのではないか（歩哨は当初は門前に立ったが、十二月頃からは門内の最奥にかわり、門外からは地方警察―駐留米兵―皇宮警察―衛士の順で警戒線が敷かれていた）。

2、十二月に入って共産党員が多く出獄してき、各地で大会を開き、天皇制の廃止と共に禁衛府の存在を糾弾してきた。

の二点を挙げられる。

第1についてはすでに前稿で指摘したところで、昭和二十一年になって使用した臨時衛士教習所使用の教科書で事例が挙げられていた。第2はGHQの占領政策中、日本の民主化に該当する。政治犯の釈放によって、獄中の共産党員が出獄し、言論および集会結社の自由によって、盛んに政治集会を行ったことは確かである。⁽³⁴⁾昭和二十年十二月十一日、第四次共産党大会第二日で委員長徳田球一氏は基本演説をし、天皇制と禁衛府を結びつけて次の如く、述べ

ている。⁽³⁵⁾

◎天皇主義者を一掃せよ

禁衛府は反革命の巢窟だ

天皇主義者は今も天皇制護持のために広汎な陰謀を企てている。憲法改正によって一般人民をゴマ化し、天皇制を護持することによって再び台頭せんと企画している。総選挙もその陰謀の一つである。しかし、われわれの解放から僅か五十日にしてすでに人民大衆の多くは天皇制打倒に賛意を表している。ここ数ヶ月中に人民の一人残らずが賛成するであらう。かかる変化をおそれる件の諸党、進歩、自由、社会党は挙って、憲法改正に賛成し、天皇制護持に懸命であるが、わが党はその真相を人民に訴えねばならぬ。彼らファッシストどもの陰謀の具体的な例は禁衛府にみられる。禁衛府はいまでも完全武装をもち、小型戦車まで収用し、敗戦から学びとった新戦術による新歩兵操典を編纂して兵士を教育している。この兵士は教育を完了すれば交代して全国に配置し、「勤皇軍」として反革命の主力にする計画である。だが、当初六千名を募集したのが四千名に減少したのみならず、さらに脱走、逃走の続出で、現在では三千名に欠けるに至り、彼らの計画はいまや甚だしい困難に直面している。だが、安心はならぬ。軍国主義者の地下組織は数多く存在している。在郷軍人の結社は各地に散在し、「軍隊は一時帰休したのだ。いつでも起てるだけの心構えをもたねばならぬ」などと放言しているほどだ。われらは人民の力によってこれを破壊せねばならぬ。

共産党は、当時、共産主義者達を監獄から引き出し、政治活動の自由を与えてくれた占領軍に対し、「解放軍」と呼んで、感謝と歓迎の立場をとっていた。共産党は民衆の中に急速に力を持ちつつあった。天皇制打倒をスローガンに掲げ、ファッシスト達の陰謀による完全武装で、反革命志向の「勤皇軍」だとして禁衛府を名指しで攻撃してきた。GHQの目を気にする政府および宮内省にとって打撃であったことは間違いないと考える。

橋本氏の指摘にあるように以上二点が禁衛府の廃止に大いに関係があることは確かであろう。

橋本氏の指摘以外に、理由の三番目として、禁衛府存続の裏付けとなる財政問題があげられよう。昭和二十年八月二十九日の終戦処理会議決定の「禁衛守衛ニ関スル件」では「兵器、被服、施設其他ノ諸資材（当分ノ間ノ食糧、燃料等ヲ含ム）並兵力維持ニ必要ナル所要経費ハ宮内省ノ要求ニヨリ協議ノ上陸軍省ヨリ之ヲ譲渡ス」とあるが、⁽³⁶⁾陸軍省

そのものが十二月一日より廃省になり、自由が利かなくなるに加えて、宮内省も皇室財産の凍結命令によって、財政不如意となっていた。

禁衛府の改組を考慮して、大金宮内次官は十一月十二日午前次田翰長（書記官長、現在の内閣官房長官）を訪問、山際大蔵次官も同席して禁衛府の予算に関し懇談した。陸軍の戦時予算を充分に流用できる状態ではなくなったことを示す会談である。禁衛府改正の重点は皇宮衛士総隊の縮小であって現在禁衛府定員四千名中これまでに一千名の退職者を出し、その補充は行っていないもので、更に十一月末までには三百名を減員することになっている。なおこの時点では皇宮衛士総隊は宮城をはじめ御所、離宮、御用邸等の守護並びに儀仗の任に当たるものでこの全廃は考慮されていない。⁽³⁷⁾

しかるに、十一月二十日、マッカーサー連合軍最高司令部は皇室の日常支出を除く全資産の凍結を命令し、御内帑金の下賜を禁止した。次の如くである。

- 一、日常支出を除き、皇室の財産に関しては八月十五日以降における、これが移転取引を無効ならしめ、今後は御内帑金の御下賜その他を禁ずる。来年度の皇室予算は連合軍の承認を要する。
- 一、先に最高司令部に提出された皇室の財産目録に関して、日本政府は皇室の神秘性を取り除くため、これが精確なる調査と検討を行うを要する。

一、十五億円に達する皇室の資産は、財閥の資産に対する最近の処置と同様これを凍結する。

- 一、右凍結資産の中には現金及び有価証券の形にて保有される三億三千六百万円が含まれている。各宮家の資産も凍結される。
- 一、皇室の支出は皇室財産よりの収入によって賄われるべきで、今後皇室の借入金については連合軍最高司令部の承認を要する。

これによって、宮内省独自の予算は大幅に減少し、禁衛府の予算について陸軍省同様、宮内省からの支出が期待できなくなったこと、今後は政府予算からの支出しか考えられなくなったことである。宮内省による禁衛府の維持運営が財政的にも難しくなったことがあきらかである。

今一つの大きな理由は、公職追放である。

マッカーサー連合軍総司令部は昭和二十一年一月四日、「望ましからぬ人物の公職の罷免排除に関する覚書」を發し、就いてはいけない公職を示した後で、付属書に「罷免および就任拒否の範囲」を掲示しているが、その第一は「戦争犯罪者、戦争犯罪容疑者」であり、第二は⁽³⁸⁾

本職の陸海軍人、特別警察官および陸海軍省の官憲即ち以下の職務にかつて就任したるもの、(1) 元帥、軍事参議官、大本営幕僚、参謀本部および軍司令部員、最高戦争指導会議員、(2) 日本現役陸海軍将校または特別志願予備将校、(3) 憲兵隊、海軍憲兵隊、特務機関……

である。後藤光蔵禁衛府長官は人格高潔の評判の高い人と言われるが、一月四日の追放令に抵触し、禁衛府長官を辞職し、代わりに文官上がりの菊地盛登次長が昇任した。しかし、かかる公職追放令が個人別に発せられると、禁衛府の幹部はもちろん教習所の職員も大半が追放されることとなる。事实上、近衛的な禁衛府の存続は不可能と云うことであつただらう。

川合氏は禁衛府は軍隊ではないと主張されつつも「それは(禁衛府の廃止の原因は)GHQが日本の非軍国主義化を対日処理政策の最重点に掲げていたからですよ」との回答を出される。要するに、禁衛府は「軍国主義的なもの」とGHQから捉えられているということである。

『皇宮警察史』は禁衛府廃止理由について⁽³⁹⁾

禁衛府の設置は終戦という未曾有の政治的、社会的混乱の中で、禁闕守護を担当していた近衛師団の解体に伴う応急的な措置であつたが、それは臨時的、過渡的なものとしてではなく、あくまでも近衛に代わるべきものとして設置されたことは、制度、衛士の採用規程等からも明らかである。

と、禁衛府はあくまで旧近衛連隊もしくは同師団に代わるべきものとして設置されたとし、それゆえに、

要員や精神をほとんどそのまま近衛から受け継いだ禁衛府、皇居衛士総隊は連合国の対日処理政策、なかんずく軍国主義の一掃という方針から廃止は必至の情勢となり、二十一年二月初めには、宮内省の手において禁衛府（皇宮警察部を除く）を解散させる方針が決められた。

ということになった。

最後に、当時宮内省大臣官房主管であった加藤進氏の証言を綴る⁽⁴⁰⁾。

禁衛府についての私の構想は、禁衛府は優秀な青年が集まっているから、宮内省で警備をするだけではなんにもならない。そこで大蔵省と交渉して、青年実業教育をしよう。大金と二人で考えていた。年を越えると（昭和二十一年になると）GHQとは仲良くしていたから、その際に、私どもはどうも宮内省においた方が良かったが、国の方へ移せとGHQの思いが強い。そこで内務省の谷川昇君（元広島県出身代議士、谷川和穂代議士の父）に話をした。どうしても宮内省から政府に移せと話があるが、引き受けるか。引き受けるという話であった。

そのうちに、GHQ係官と話をしていたら、宮内省の構想のまま政府に移してもGHQは認めるか、といえは、宮内省から内務省に移してそのうち廃止することとなると思う。そうすれば私たちの実業教育は果たせない。大金と話して、それでは陛下にお仕えすることを願ってきた連中に申し訳ない。だから宮内省においたまま廃止する方が気持ちがいいではないか、ということになった。

加藤氏の証言に見られる如く、禁衛府すなわち衛士隊のまま、宮内省から政府（内務省）移管することによって存続をはかるうとの交渉があったことが分かる。しかしそれでもGHQは衛士隊は廃止することになると示唆したという。よって宮内省幹部の中で、宮内省の外局のまま、選ばれたる「兵士」、優秀な青年の集まりである「近衛らしさ」を残したままで官制廃止することに決めたのが、昭和二十一年の二月初めということである。

禁衛府廃止の情報は三月下旬まで流されなかった⁽⁴¹⁾。

禁衛府は宮内省の外局であるから官制廃止も宮内省の専管事項である。禁衛府官制廃止の決定が正式に政府に通牒されたのは三月八日であり、十二日の閣議に報告された。⁽⁴²⁾

供覧

宮内大臣

人発第三〇号

官 房

昭和二十一年三月八日

宮内大臣 大金益次郎（印）

内閣書記官長

檜橋 渡殿

禁衛府官制等廃止ノ件

禁衛府ハ皇宮警察部ヲ除キ本月末日ヲ以テ廃止セララルコトニ決定致候條可然閣議ニ御報告相成度此段及通牒候也

追而右廃止ノ件ハ宮内省ニ於テ発表相成迄ハ秘密ニ願度

宮内省が終戦以来三度目の整理縮小を目的とした機構改革を発表したのが三月二十九日である。禁衛府の廃止も含まれた。

すでに禁衛府発足と同時に最初の衛士となった昭和十九年、二十年入隊の元近衛兵達は昭和二十年十二月、同二十一年一月、二月の三回に渡り、任を解かれ、これら最初の衛士の大半が帰郷している。

禁衛府解散が決定的となった二月十一日、宮内省講堂において天皇以下皇族の臨席下で禁衛府主催の御前演芸会が行われ、ついで同月二十五日、禁衛府主催の大運動会が催され皇太子の臨御に感激したという。禁衛府幹部は禁衛府の廃止を隠したまま、この二つの催しを何も知らずに去りゆく衛士への餞とした。翌二十六日大半の衛士が退職するに際し、第二皇宮衛士隊長坪井堅道は「衛士を送る辞」を訓示して別れの言葉としたという。⁽⁴³⁾

一月入隊の新衛士がいつ守衛勤務に就いたか資料的に明らかにできないが、岩手出身の新衛士で、禁衛府廃止後皇宮警察に採用され、同警察本部赤坂警察副所長をした伊藤典男氏の証言によれば、二月二十六日前後に、新衛士たちは戸山の臨時皇宮衛士教習所を出て、代官山の旧近衛第一連隊の兵舎に入ったという。そこで、残存している衛士の指導を受けながら、彼らと一緒に宮城守衛の任務に就いた。代官山での宿泊と栄えある宮城守衛は服務解除の三月二十六日、午前十時に下番するまで、わずかの間であったが、最後の衛士としての任務を果した。⁽⁴⁵⁾

昭和二十一年三月二十四日、禁苑第204号⁽⁴⁶⁾

守護隊服務ノ終止ニ関スル件

皇宮衛士総隊ヨリ派遣シアル宮城、御所守護隊ハ三月二十六日午前十時ヲ以テ其ノ配備ヲ撤スベシ、追而守護隊関係施設、物件ノ処理ニ関シテ別ニ之ヲ示ス

禁衛府の解散により、衛士達は当面職を失うことになったが、伊藤典男氏の如く、新たに宮内省職員や皇宮警察部などに採用される道も開かれて、相当数の人が引き続き宮城内で働くことができた。

五、結論

禁衛府は宮城守衛のための衛士であって、兵ではない。警衛・警備に当たる宮内省官吏である、と元禁衛府幹部は主張された。

禁衛府はインペリアル・ポリス・ガードと訳し、占領軍に対し、天皇の護衛「警察」を印象づけようとした。前身は日本陸軍の根源であり、代表であり、模範であった近衛師団である。法的根拠と歴史的経緯はしばらく置けば、警察も軍隊も類似概念である。第一次世界大戦終結後、敗戦ドイツのゼークト将軍が連合軍に要求して認められたのは

治安維持に当たる十万人の警察軍であった。自衛隊の前身は警察予備隊であった。いずれも軍隊であることを正面切って主張できない状況下での命名である。

確かに宮内省や禁衛府幹部は「軍隊ではない」と見せようとし、自らもそう思いこもうとしてあらゆる努力をしたが、昨日まで最優秀の軍人であった人達が多数集まって、指導者、教官となり、大砲、機関銃の撃ち方こそ実習させなかったものの、軍隊経験のない新人達を教育した場合、軍国主義と無縁の普通の実業教育をする学校と認めるのは困難ではないだろうか。

(平成八年九月十二日脱稿)

- (1) 藤井徳行「昭和二十年・禁衛府の研究―その成立まで―」、手塚豊編著『近代日本史の新研究』第六卷、昭和六十二年、北樹出版刊、二八―八六頁。同「禁衛府の構造に関する一考察―制度・組織・人事を中心として―」、『法学研究』慶應義塾大法学研究会刊、第六十八巻第一号、平成七年、二五九―三〇〇頁。
- (2) 新兵の募集というのがふさわしいのではないかと考えるが、ここでは宮内省元職員達の新兵ではないといわれる説に従って、「新衛士」の語を使用しておこう。
- (3) 国立公文書館所蔵になる「内閣官房総務課資料」のうちの一簿冊である。該資料の表紙には「特殊資料 第5類 戦役事変関係」、「終戦処理に関する件」とある。収綴番号は二一六番まであり、「軍事課資料」の含まれる「禁衛守衛に関する件」は二十一番である。
- (4) 前掲「禁衛府の構造に関する一考察―制度・組織・人事を中心として―」、二八三―二八四頁。
- (5) 宮内省文書、禁衛府関係。
- (6) 宮内省文書、禁衛府関係。
- (7) 『近衛第一連隊歴史』下巻一一二頁。
- (8) 近歩一会報編集者の橋本賢次氏より、昭和六十年頃、該資料を送っていただいた。禁衛府が作成した衛士募集用のチラシである。B4版一枚。
- (9) 平成八年九月十一日、防衛庁防衛研修所図書館研究部長斉藤照男氏の調査・ご教示による。

- (10) 皇宮衛士教習所第二寮真鍋衛士長補『昭和二十一年一月 参考綴』所収。
- (11) 同上、真鍋衛士長補『参考綴』所収。真鍋（現姓藤井）豊次氏には今回も大変お世話になった。
- (12) 同上、所収。
- (13) 平成八年八月二十七日、元禁衛府総務部企画課長川合了氏のご教示による。
- (14) 辻清明編『資料・戦後二十年史―政治―』、昭和四十一年、日本評論社刊、一九頁。
- (15) 辻同上書、二二―二三頁。
- (16) 『朝日新聞』、昭和二十一年一月一日号。
- (17) 前掲真鍋『参考綴』所収。
- (18) 同上『参考綴』所収。
- (19) 前掲「禁衛府の構造に関する一考察―制度・組織・人事を中心として―」、二七四―二七七頁所収。
- (20) 前掲真鍋『参考綴』所収。
- (21) 植垣浩「禁衛府衛士隊の思い出」、『全国近歩一会報』（全国近歩一会刊）、第三十巻、昭和五九年、二五頁。
- (22) 同上。
- (23) 前掲真鍋『参考綴』所収。
- (24) 平成八年七月三十一日、東京都世田谷区祖師谷大蔵の川合了氏宅で行った筆者のインタビュによる。川合氏にはこのほか電話で何度もインタビュを重ねている。快くご教示下さり、川合夫人ともどもにその学恩を深謝したい。
- (25) 昭和六十二年四月十四日、川合氏宅で川合氏へ行った筆者のインタビュ。平成八年七月二十七日、川合氏宅で川合氏へ行った筆者のインタビュ。
- (26) 註(8)に同じ。
- (27) 前掲真鍋『参考綴』所収。
- (28) 註(18)(19)に同じ。
- (29) 前掲「昭和二十年・禁衛府の研究―その成立まで―」、五八―五九頁。
- (30) 昭和六十二年四月十四日、川合氏宅で川合氏へ行った筆者のインタビュ。
- (31) 『星条旗』紙、昭和二十年十一月九日号。
- (32) 『星条旗』紙、昭和二十年十一月二十一日号。『読売報知』昭和二十一年十一月二十三日号。

- (33) 昭和六十二年四月一日付け、橋本賢次氏宛筆者の書簡での質問に対し、同四月七日付けの橋本氏の返信。
- (34) 辻清明前掲書、一八一―一九頁。昭和二十年十月四日、GHQは日本政府に対して政治犯の釈放を求め、併せて「政治警察廃止に関する覚書」を発している。
- (35) 日本共産党機関誌『赤旗』、昭和二十年十二月十二日号。再刊、第六号である。第一号から第四号までパンフレット型。第五号から週刊で新聞紙型二頁になった。
- (36) 『朝日新聞』昭和二十年十一月二十一日号。
- (37) 『毎日新聞』昭和二十年十一月十三日号。
- (38) 辻清明前掲書、三四―三五頁。
- (39) 編纂委員会編『皇宮警察史』皇宮警察本部、昭和五十一年刊。七〇六―七〇七頁参照。
- (40) 昭和六十二年六月三日、元宮内省大臣官房主管加藤進氏に行った筆者のインタビュー。
- (41) 『朝日新聞』昭和二十二年三月二十日号。
- (42) 国立公文書館所蔵『公文類集』第七十編卷十三「官制門四・官制四・内閣四止」所収、宮内省・閣議・報告・昭和二十一年三月十二日・資料番号25「禁衛府等官制廃止ノ件」。
- (43) 前掲『皇宮警察史』七〇七頁。
- (44) 平成八年九月十一日、筆者の伊藤典男氏へのインタビュー。
- (45) 宮内庁職員の資料提供による。昭和二十一年三月二十九日、禁衛府は廃止になるが、それに伴い同日、皇室令第一二二号として皇宮警察署官制が制定された。その附則に「本令ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス 禁衛府官制ハ之ヲ廃止ス」とあって、とりあえず、宮内省管下の皇宮警察署へバトンタッチしたことになる。

附記(1) 筆者が前二稿（昭和二十年・禁衛府の研究―その成立まで―）と「禁衛府の構造に関する一考察―制度・組織・人事を中心として―」を昭和六十二年と平成七年一月に発表してのち、平成七年九月、軍事史学会編『第二次世界大戦（二三）―終戦―』（錦正社刊）に齋藤五郎氏は「戦争史話―『禁衛府』創設および廃止の経緯―」を発表されているが、上掲拙稿及び次に掲げる伊藤氏らの著作については触れられていない。内容はほぼ近歩一会報編集者である橋本賢次氏の論考「禁衛府」（『全国近歩一会報』第二十九号所収）の所説通りである。橋本氏の論考も齋藤氏のそれも非常によく纏まっており、禁衛府の概略を知るには都合がよい。

附記(2) 脱稿後、橋本氏から伊藤典男氏らが編集された『九重の御垣守 禁衛府皇宮衛士隊』（平成六年七月、同編集委員会刊）の存在を知らされ、寄贈を受けた。二つ新事実がわかった。その一は『禁闕守護教科書』が四巻あったこと。筆者は三巻まで所有しているが、四巻の存在を知らなかった（伊藤氏らは三巻が入手できず内容を把握されていない）。その二は同上書五四―五五頁の「臨時皇宮衛士教習所編成」である。人事編成表自体は本稿二〇一―二〇二頁に掲げたもの（昭和二十年十二月）がずっと詳しいが、伊藤氏のものでは班長が第一寮から第四寮まで四名編成になっていること（本稿の表では三名編成）、班長名も半数近くが異動していること。第三寮長が本稿の表では「菊地武男」であるが、伊藤氏のそれでは「木口武雄」となっていること。同一人物であるとすれば、伊藤氏のもの正しい。これで、本稿二一五頁の「木口資料」の由来が明らかになった。橋本、伊藤氏ら諸氏の学恩に深謝する。